

各 位

埼玉労働局長

(公印省略)

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定及び
令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、近年、職場における熱中症による休業4日以上死傷者数が増加傾向にあることから、熱中症予防対策のさらなる推進のため、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

また令和8年におきましても、例年5月から9月までをキャンペーン期間（4月を「準備期間」）として実施している「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を災害防止団体等と連携して実施することとしています。

つきましては、キャンペーン期間を通じて、事業場において、新たに定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症防止対策が推進されますよう、会員事業場等への周知をお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

- 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

- 令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html

【参考資料】

資料1 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」本文

資料2 令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱